

富山県障害者支援施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（食料品等購入費等） Q&A

【令和8年8月17日現在】

No	分類	Q	A
1	申請者	法人で複数のサービスを提供している場合、どのように申請すればよいか。事業所単位で申請するのか。	事業所ごとではなく、法人等でまとめて申請してください。
2	対象事業所	令和8年8月1日現在で休止中の事業所等は対象となるか。	補助対象外となります。
3	対象事業所	令和8年8月2日以降に開設した事業所等は、補助対象に含まれるか。	令和8年8月1日を基準としているため、対象外となります。
4	対象事業所	補助対象施設等の選定理由は何か。	運営基準において、食事の提供が規定されている施設を対象としています。
5	対象事業所	令和8年8月1日以降に事業所等の運営者が変更となったが、対象となるか。また、対象となる場合、申請はいつ時点の運営者が行えばいいか。	法人の合併等により権利義務を別法人が引き継いでいる場合は、経営母体が変わっていても、交付要件を満たしていれば対象となります。申請については、現在の開設者が申請してください。
6	対象事業所	県又は市町村が運営する事業所等は支給対象外とのことだが、具体的に教えてほしい。	県や市町村が直接運営するもの（県立や市町村立）に加え、県や市町村から指定管理を受ける事業所等も補助対象外になります。ただし、県や市町村との契約上、赤字になったとしても県や市町村からの補填がなく、運営者のみの責任となる場合のように、実質的に民営と変わらないものは対象となります。この場合には、契約書など状況がわかるものを提出してください。
7	対象事業所	事業所等を廃止する予定であるが、対象となるか。	本補助金は事業を継続することを前提とし、そのための支援を行うものであり、廃止届を提出済みの場合など今後サービスを廃止する予定がある場合は対象外となります。
8	対象事業所	短期入所で、空床型が補助対象とならないのはなぜか。	空床型は本体施設の空きベッドを使用しており、本体施設の定員として補助対象となるため、空床型の短期入所は対象外としております。
9	定員	入所系サービスの交付額算定の際の定員とは、現在の入所者数のことか。	令和8年8月1日現在において管轄する自治体に届け出ている定員数であり、現在の入所者数ではありません。
10	定員	令和8年8月2日以降に定員数が変わっている場合、どのように記入したらよいか。	令和8年8月2日以降に定員数を変更している場合であっても、令和8年8月1日時点の定員数を記載してください。